

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の収納・滞納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、地方税の収納・滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の収納・滞納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納・滞納に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税の徴収、督促、滞納処分及び調査 ・地方税法等に基づき徴収事務を行い、徴収に必要な情報を正確に把握し、収納・滞納管理事務を執行する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方税の収納、還付、充当等を行う収納管理事務 2. 督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務 3. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う管理事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収納・滞納管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納・滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」、「国民健康保険法+徴収」が含まれる項(27、42、44、45の項)</p> <p>※「地方税関係情報」: 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の5・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3、第59条の4</p> <p>(命令における情報照会の根拠) ・第20条・第25条・第26条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部納税課
②所属長の役職名	総務部納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八潮市総務部納税課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・ 第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第 19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第 25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第 34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第 39条・第40条・第43条・第44条・第45条・第 47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第 54条・第55条・第58条・第59条 (命令における情報照会の根拠) 第20条・第25条・第26条	事後	
平成28年3月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月19日 時点	平成28年2月19日 時点	事後	
平成28年3月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年2月19日 時点	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	税財政部 納税課	総務部 納税課	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	納税課長 宮下 太郎	総務部副部長兼納税課長 荒浪 淳	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	まちづくり企画部	総務部	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	まちづくり企画部	企画財政部	事後	
平成30年5月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月19日 時点	平成30年5月14日 時点	事後	
平成30年5月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月19日 時点	平成30年5月14日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	総務部副部長兼納税課長 荒浪 淳	総務部納税課長	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月14日 時点	令和元年5月20日 時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月14日 時点	令和元年5月20日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提 供の根拠)	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地 方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、 8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、3 1、34、35、37、39、40、42、48、54、57、 58、59、61、62、63、64、65、66、67、7 0、71、74、80、84、87、91、92、94、97、 101、102、103、106、107、108、113、1 14、115、116、117、120の各項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地 方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、 8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、3 1、34、35、37、38、39、40、42、48、54、 57、58、59、61、62、63、64、65、66、6 7、70、71、74、80、84、85の2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、 108、113、114、115、116、119の各項)	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提 供の根拠)	第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・ 第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第 19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第 25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第 34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第 39条・第40条・第43条・第44条・第45条・第 47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第 54条・第55条・第58条・第59条	第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・ 第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第 19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・ 第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・ 第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第 31条・第31条の2・第31条の3、第32条・第3 3条・第34条・第35条・第36条・第37条・第3 8条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・ 第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第 47条・第49条・第49条の2・第50条・第51 条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59 条・第59条の2・第59条の3	事後	
令和2年6月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月20日 時点	令和2年6月29日 時点	事後	
令和2年6月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月20日 時点	令和2年6月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」、「国民健康保険法+徴収」が含まれる項(27、42、44、45の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」、「国民健康保険法+徴収」が含まれる項(27、42、44、45の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(20、53、117、120の項)	事後	
令和2年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (命令における情報照会の根拠)	(命令における情報照会の根拠) 第20条・第25条・第26条	(命令における情報照会の根拠) 第14条・第20条・第25条・第26条・第27条・第59条の2の2	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (命令における情報提供の根拠)	番号法第19条第7号 第9号 別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	番号法第19条第8号 第10号 別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (命令における情報提供の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (命令における情報照会の根拠)	(命令における情報照会の根拠) 第14条・第20条・第25条・第26条・第27条・第59条の2の2	(命令における情報照会の根拠) 第20条・第25条・第26条	事後	
令和3年6月29日	7. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	八潮市総務部納税課	八潮市総務部総務人事課	事後	
令和5年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八潮市総務部総務人事課	八潮市総務部総務課	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (命令における情報提供の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の4	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項)	事後	